

被相続人居住用家屋等確認書交付のための提出書類

様式1 - 2 : 家屋を取壊しした後に土地を譲渡した場合

	添付書類	コピー	取得先	確認内容
	被相続人居住用家屋等確認申請書	不可	市HPなど	押印は不要です
	被相続人の <u>住民票の除票</u>	不可	市民課 窓口など	被相続人の死亡日(相続発生日)、死亡時の居住地を確認します。
	相続人の住民票 (相続人：家屋及び敷地を取得した方全員) 家屋を取壊した後の発行日のもの	不可	相続人がお住まいの市役所など	相続の直前から譲渡まで、相続人がその家屋に居住していなかったことを確認します。 被相続人死亡の直前(若しくは施設入所の直前)から2回以上転居している場合、戸籍の附票が必要です。
	土地等の売買契約書(写し)	可		家屋、敷地等の譲渡について確認します。
	閉鎖事項証明書(建物)及び登記事項証明書(土地) 登記事項証明書(土地)は売買による譲渡日がわかるもの 家屋が未登記もしくは相続登記が未了の場合や換価分割の場合、遺産分割協議書等 建物が未登記の場合は、欄外の市の連絡先までお問い合わせ下さい。	不可	法務局	家屋、敷地等の取得をした相続人の数を確認します。 また、家屋の建築日と取壊し日、土地の譲渡日(引き渡しがあった日)を確認します。
	() ~ () のいずれか			
	() 水道、電気・ガス等のいずれかの使用中止日を確認できる書類 使用中止日が相続開始日以降であること	可	水道局、電力会社、ガス会社	相続した時から家屋取壊しや土地譲渡の時まで、家屋や敷地等を事業等に使用していなかったことを確認します。
	() 仲介業者の広告 宅地建物取引業者によるものであること。	可	仲介業者	
	() その他、上記以外の書類 (例)「空家バンクへの登録が確認できる書類」等	可	業者等	
	更地の写真(日付入り)	可	解体業者等	家屋解体後、敷地が別の建物等の敷地の用に使用されていないか確認します。

被相続人が、老人ホーム等に入所していた場合、以下の -() ~ -()の全ての書類				
()	介護保険被保険者証の写しや障がい福祉サービス受給者証の写し等	可	入所施設等	要介護・要支援・障害支援区部員等の認定を受けていたことを確認します。
()	施設入所時の契約書の写し	可	入所施設等	名称、所在地、施設の種類を確認します。
(ア)又は(イ)のいずれか				
()	(ア)水道、電気・ガス等のいずれかの使用中止日を確認できる書類 使用中止日が相続開始日以降であること	可	水道局、電力会社、ガス会社	被相続人が老人ホーム入所後から相続開始の直前までの期間に、家屋を事業用等に使用していないことを確認します。 (ア)又は(イ)が用意できないときは市までお問合せください。
	(イ)老人ホーム等が保有する外泊・外出等の記録	可	入所施設等	
	(住民票を施設に移していなかった場合) 施設退所時の施設利用料金明細、領収書、通帳の写し等	可	入所施設等	相続の開始直前まで施設に入所していたことを確認します。

その他添付書類

委任状 代理の方が手続きする場合	不可		既定の様式はありません。
---------------------	----	--	--------------

注意事項

- ・相続人が複数の場合、申請書の作成は各人ごとになります。(同時申請の場合、共通する必要書類については、申請人数分ではなく1通を添付してください。)
- ・確認書の受け取り時に交付手数料300円/1通が必要です。交付まで10日程度要します。
- ・申請、交付とも窓口来所が原則になりますが、郵送による申請も可能です。郵送の場合は、交付手数料分300円/1通の定額小為替証書(郵便局で購入可)と切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ・身分証等の提示をお願いすることがあります。
- ・手続きの詳細は、下記までご確認ください。

【申請先】

宮崎市役所 都市計画課 空家対策係
〒880 - 8505
宮崎市橘通東1丁目1番1号
宮崎市役所 第2庁舎 7階
電話:0985-21-1811(直通) FAX:0985-21-1816